

東郷町と国立大学法人愛知教育大学との包括連携協定書

東郷町（以下「甲」という。）と国立大学法人愛知教育大学（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、相互連携を強化するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携の下、教育研究、生涯学習、文化・スポーツ、まちづくり等の分野において、緊密な連携と協働による活動を推進し、地域社会の活性化及び人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 教育研究、生涯学習並びに文化及びスポーツの振興発展に関すること。
- (2) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- (3) 地域課題の解決、まちづくり、地方創生及びデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に関すること。
- (4) 人材の育成及び交流に関すること。
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項。

（経費の負担）

第3条 本協定に基づく個別の事業に要する経費の負担については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合、本協定は自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の非公表情報を相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

ただし、法令規定に基づき開示を求められた場合はこの限りではない。

2 前項の義務は、本協定終了後も継続するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年9月16日

甲 愛知県東郷町大字春木字羽根穴1番地
東郷町長

石橋 直季

乙 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1番地
国立大学法人愛知教育大学長

野田 敦敬